

関係法令罰則一覧

1 漁業法関係

■ 第 33 条第 1 項 採捕の停止等

農林水産大臣が採捕の停止を命令した場合は、対象となる特定水産資源を目的とする採捕はできません。

→ 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

■ 第 120 条第 11 項 漁業調整委員会指示の遵守命令違反

漁業調整委員会の指示に従うよう知事が出した命令には従わなければなりません。

→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

■ 第 132 条第 1 項 特定水産動植物の採捕の禁止

特定水産動植物は、漁業の許可、漁業権に基づいて採捕する場合等除いて、採捕することはできません。

→ 3 年以下の懲役又は 3,000 万円以下の罰金

■ 第 143 条 漁業権侵害

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者。この罪は漁業関係者からの告訴がなければ公訴をすることができない。

→ 100 万円以下の罰金

2 瀬戸内海漁業取締規則

■ 第 6 条 まだいの採捕制限

瀬戸内海では 7 月 1 日から 9 月 30 日までは全長 12 センチメートル以下のまだいは採捕できません。

→ 2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

3 愛媛県漁業調整規則

■ 第 34 条 保護水面における採捕の禁止

第 35 条 禁止期間

第 36 条 全長等の制限

第 37 条 漁具漁法の制限及び禁止

第 40 条 禁止区域等

第 41 条 禁止期間・全長・区域の制限

第 43 条 さく河魚類の通路遮断漁具漁法の制限

第 45 条第 1 項 有害物の遺棄漏せつの禁止

→ 6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

■ 第 44 条第 1 項 遊漁者等の漁具漁法の制限

→ 科料